

水道・公共下水道・農業集落排水施設使用開始等届

令和 年 月 日

にかほ市長 様

水道・公共下水道・農業集落排水施設の使用について、にかほ市水道事業給水条例第16条・にかほ市下水道条例第14条第1項・にかほ市農業集落排水施設等に関する条例第12条の規定により次のとおり届けます。

フリガナ			
使用者氏名			
使用場所住所	にかほ市 (施設名称等)		電話：
緊急連絡先	携帯：	勤務先：	電話：
申込内容	1. 水道 2. 公共下水道 3. 農業集落排水施設		
	1. 開栓 2. 閉栓 3. 新設 4. 取外		
使用(開始・廃止)日	令和 年 月 日	午前・午後	時 分
使用用途	1. 家事用 2. 営業用 3. 団体用(官公・団体) 4. 工業用 5. 臨時用		
料金の支払方法	1. 納付書 (使用場所以外へ送付を希望する場合は下へご記入ください) 2. 口座振替 (新規の方は金融機関窓口でお手続きください)		
送付先の確認 (使用場所と違う場合)	住所 〒 氏名	電話：	
前住所又は 転居先住所	〒 住所	電話：	
借家等の所有者	住所 氏名	電話：	

※代理申込者、不動産会社等記入欄

会社名		代理申込者 (担当者)	
住所		電話	

お客様番号	—
備考	

※水道と下水道をご使用の場合、水道料金及び下水道使用料は、「上下水道料金一括納付制度」により合算して納付することになります。

※不動産会社様などが申込を代行される場合は、「会社名」「代理申込者(担当者)」欄にご記入ください。

閲覧・ 決裁	課長	班長	班員	確認	料金担当	受付

水道・公共下水道・農業集落排水施設使用開始等届

記入例

令和 3年 4月 1日

にかほ市長 様

水道・公共下水道・農業集落排水施設の使用について、にかほ市水道事業給水条例第16条・にかほ市下水道条例第14条第1項・にかほ市農業集落排水施設等に関する条例第12条の規定により次のとおり届けます。

フリガナ	ニカホ タロウ		
使用者氏名	にかほ 太郎		実際に使用する方の氏名 (請求宛名)
使用場所住所	にかほ市 金浦字笹森107番地 (施設名称等) 笹森クリーンセンター	電話: 74-7090	実際に水道を使用する場所 アパート名・部屋番号など
緊急連絡先	携帯: 090-1234-5678	勤務先: にかほ市役所 電話: 43-3200	漏水等の緊急時の連絡先
申込内容	1. 水道 2. 公共下水道 3. 農業集落排水施設 1. 開栓 2. 閉栓 3. 新設 4. 取外		
使用(開始・廃止)日	令和 3年 4月 30日 午前 午後 2時 分		いつから使用するか、 いつまで使用するか
使用用途	1. 家事用 2. 営業用 3. 団体用(官公・団体) 4. 工業用 5. 臨時用		用途で料金が異なるため 必ず記入すること
料金の支払方法	1. 納付書 (使用場所以外へ送付を希望する場合は下へ記入ください) 2. 口座振替 (新規の方は金融機関窓口でお手続きください)		
送付先の確認 (使用場所と違う場合)	住所 〒 018-0402 にかほ市平沢字鳥ノ子測21 宛名 美風 ひばり 電話: 37-3111		
前住所又は 転居先住所	〒 018-0402 にかほ市象潟町字浜ノ田1-1 電話: 43-3200		転居前の住所、 転居先の住所
借家等の所有者	住所 〒 018-0402 にかほ市金浦字花潟93-1 氏名 南極 のぶ子 電話: 38-2300		

※代理申込者、不動産会社等記入欄

会社名	九十九不動産	代理申込者 (担当者)	松尾 曾良	本人・家族以外が 記入した場合
住所	にかほ市象潟町字狐森31-1		電話 43-2005	

お客様番号	—
備考	

使用に関する情報や要望等

※水道と下水道をご使用の場合、水道料金及び下水道使用料は、「上下水道料金一括納付制度」により合算して

納付することになります。

※不動産会社様などが申込を代行される場合は、「会社名」「代理申込者(担当者)」欄にご記入ください。

閲覧・ 決裁	課長	班長	班員	確認	料金担当	受付

水道料金用途種別の適用基準

	条例記載	内規記載	補足
1	家事用 一般家庭の用に使用するもの その他これに類するもの	家事用 自治会館・私立消防 (管理に対し補助金等の出ていないもの) 神社 仏閣 教会 一時帰郷(持家)に伴う使用 別荘	家事用
2	営業用 営業又は営業に 付随する用に使用するもの その他これに類するもの	営業用 娯楽施設 美容・理容業 飲食業 飲食品製造業 ホテル・旅館 貸ホール・貸座敷 下宿業 生鮮魚介販売業 青果生花販売業 製材業 写真業 自動車関連業 洗濯業 農業・園芸業 家畜家禽飼育業 養魚業 給油業(ガソリンスタンド) コンビニエンスストア・ホームセンター 石材業 公衆浴場 船舶用	営業用 ※住宅と併用している場合であっても、業務として水道 使用のあるもの
3	団体用 官公庁、学校、会社等の用に 使用するもの その他これに類するもの	団体用 官公署(指定管理者団体を除く) 病院・医院・診療所 銀行・農協・漁協 社会福祉法人 会社・事務所 寄宿舍 合宿所 社員寮(会社管理のもの) 保養所(自社使用のみ) 自治会の管理するもの (会館を除く(公園・ゴミステーション等)) プール	団体用 車庫・倉庫・駐車場等(会社管理のもの) 社員住宅の屋外水栓等
4	工業用 物品の工作、生産、加工、 製造等の用に使用するもの その他これに類するもの	工業用 工場 事業場	工業用 ※物品の工作、生産、加工、製造等を行う工場・事業場 で水道を使用しているもの
5	臨時用 売店、興業、工事現場等で 臨時的に使用するもの 畑、池等専ら生活用以外に 使用するもの その他これに類するもの	臨時用 車庫・小屋 ハウスクリーニング(アパート等) 内覧会の家屋 育苗ハウス等	臨時用 臨時的な売店 臨時的な興業 工事現場 畑 池 車庫・小屋・作業小屋・駐車場等(個人管理のもの) アパートの屋外水栓等 ※一般アパートの屋外水栓等は管理会社名義であって も会社の用務に使用するものではないので